公立大学法人横浜市立大学附属病院 飲料自動販売機設置,運営事業者 募集要項

公立大学法人横浜市立大学附属病院(以下「附属病院」という。) 自動販売機設置・運営事業者(以下「設置事業者」という。) の募集に参加される方は、この募集要項及び仕様書をよく読み、申し込んでください。

1 募集の概要

(1) 件名

公立大学法人横浜市立大学附属病院飲料自動販売機設置,運営業務

(2) 内容

附属病院における飲料自動販売機について、本募集要項及び「公立大学法人横浜市立大学附属病院飲料自動販売機設置・運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき設置・運営する業務

(3) 設置場所、台数

横浜市金沢区福浦 3-9 公立大学法人横浜市立大学附属病院 6 台 (すべて屋内)

2 設置事業者の決定方法

売上額の売上手数料率による見積り合わせを行います。 売上手数料として本学へ還元する利率を見積書に明示してください。この売上手数料率をもとに飲料の売上額から計算した額が、本学への還元額となります。 売上手数料率はパーセンテージ表記とし、小数第4位まで記載してください(例)「20.18」%(=0.2018)。

3 自動販売機の設置条件

(1) 貸付契約について

「自動販売機の設置に関する契約書」を締結します。

(2) 契約期間

令和5年10月1日から令和10年3月31日まで

- ※1 契約締結日は令和5年10月1日とし、同日販売開始を原則とします。
- ※2 令和 10 年4月1日以降の設置事業者については、契約期間満了に合わせて再度公募により選定することとします。なお、本公募により選定された設置事業者の参加を認めます。
- (3) 貸付料

単価:屋内1台につき、3,100円(税別)/月

※別途消費税がかかります。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為を行った場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 飲料自動販売機設置運営以外の用途で使用すること。
- イ 設置場所に建物を建設又は工作物を設置すること。
- ウ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。 ただし、業務の一部を第三者に委託して実施することは許可します。
- エ 設置した自動販売機において酒類・たばこ又はその類似品を販売すること。
- (5) 売上報告書の提出

自動販売機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとに取りまとめて、翌月 10 日までに売上報告書により報告することとします。なお、売上報告書の書式については当院と協議の上決定するものとします。

(6) 設置場所の変更・撤去

自動販売機設置場所を当院が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合があります。また、コロナ禍及びポストコロナ禍における患者・職員の動線や売上状況を鑑み当院の設置場所や販売内容の変更を要請することがあります。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす設置事業者に限り応募することができます。一部の業務を第三者に委託する場合、 当該第三者も(1)及び(2)の要件を満たすことを前提に応募することができます。

- (1) 本法人又は横浜市から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 病院など医療機関における飲料等自動販売機の設置運営業務を過去5年以内におこなっており、3年間以上の運営を継続した実績を有していること。
- 5 仕様書の配布・質問及び回答について
- (1) 仕様書配布期間·配布方法

期間:令和5年8月25日(金)~令和5年9月8日(金)

配布方法:公立大学法人横浜市立大学ホームページに掲載

https://www.yokohama-cu.ac.jp/contract/index.html

関係書類を上記WEBサイトからダウンロードしてください。

(2) 質問受付期間

令和5年8月25日(金)から9月4日(月)まで

(3) 質問提出方法

質問は電子メールのみで受け付けます。以下の要領でお送りください。

宛先:総務課庶務担当宛/general@yokohama-cu.ac.jp

件名:【質問】附属病院自動販売機公募に関する質問(●件)の送付(社名)

※●には質問の件数を記載ください。

(4) 回答日

令和5年9月6日(水)(※予定)までに、「(1) 仕様書配布期間・配布方法」に記載のホームページにて公開します。再質問は認められません。

6 現場見学

希望する設置事業者を対象に、下記の日時にて設置場所の見学会を行います。 8月30日(水)12時00分までに、「11 当院事務担当者」に記載された電子メールアドレス宛に会社名、参加者名、連絡先(電話及び電子メールアドレス)、希望日時を記載し、申し込みをしてください。

【見学日時】

令和5年8月31日(木)16時30分

令和5年9月1日 (金) 16時30分

- ※1 見学会への参加有無は、設置事業者の選定に影響するものではありません。
- ※ 2 設置場所をすべて見学することはできないため、代表的な設置場所のみとなります。
- ※3 参加者は一つの事業者につき一名までとします。
- ※ 4 見学時に質問は受けられませんので、「5 仕様書の配布・質問及び回答について」の質問受付期間に質問してください。
- ※ 5 集合場所等は、申し込みがあった電子メールに記載された電子メールアドレス宛に連絡します。
- ※ 6 事前に電子メールでの申し込みがない場合、見学することはできません。
- ※ 7 見学場所を含む院内の写真撮影は禁止します。

7 見積書の提出について

応募に参加する設置事業者は、以下の日時までに見積書(原本)を郵送にて提出してください。必ず結果通知先となる担当者の電子メールアドレスを明記したものを同封してください。見積書の日付は、令和5年9月8日としてください。

(1) 提出期限·提出先

提出期限:令和5年9月8日(金)※必着

提出先:「11 当院事務担当者」に記載の宛先・住所へ、一般書留もしくは簡易書留で郵送してください。 ※ 封書に「自動販売機公募にかかる見積書在中」と明記してください。

(2) 結果通知日時・方法

日時(予定): 令和5年9月12日(火)17時まで

連絡方法・連絡先: 見積書提出時の指定電子メールアドレスに返送します。

※結果通知が遅れる場合は、同様に指定電子メールアドレスに連絡します。

8 契約条項・手続き

(1) 契約条項

別添「自動販売機の設置に関する契約書」(標準契約書)を参照してください。 ※別途協議の上、運営に関する具体的な事項を定めた特約条項を追加する場合があります。

(2) 契約手続き

ア 結果通知後、設置事業者は速やかに当院と販売開始までのスケジュールや契約書の締結等について協議 することとします。

- イ 自動販売機の設置に関する契約書の記名押印をもって契約を締結します。
- ウ 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置事業者の負担とします。
- 9 設置事業者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結手続きを行わなかったとき
- (2) 設置事業者が応募参加者としての資格を失ったとき
- (3) その他設置事業者が、設置条件を満たせない等、本件契約の相手方として不適当と認められる場合

10 その他

手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

11 当院事務担当者

公立大学法人横浜市立大学附属病院

総務課庶務担当 植野

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

電話: 045-787-2920 FAX: 045-787-2931

電子メールアドレス: general@yokohama-cu.ac.jp